

別紙

新型コロナウイルス感染防止に対する行動指針

活動レベル	定義	授業形態	実習	学外活動 (ボランティア活動含)	イベント(オープンキャンパス)学外施設への貸与	教職員の業務体制 学内会議	学生等のキャンパス 入校
0 制限なし	政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等が全く発出されていない状況	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1 制限一最小 (一部制限)	緊急事態宣言対象地域指定の基準には近づいていないものの、埼玉県及び東京都の感染者数の増加がみられる場合 政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等は発出されていないが、部分的な活動制限が求められている状況	感染防止策を講じた上で、通常の対面授業を実施する。	該当の学生に抗原検査を実施し、実習に備える。	受入れ先と学校、双方の判断の上、検討し感染防止策を講じた上で、実施する。	・感染防止策を講じた上で、実施する。 ・感染防止策の徹底が出来る団体に限り学外施設貸与を認める。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。 ・出張は可とする。 ・感染防止策を講じた上で対面会議を実施する。	
2 制限一少	緊急事態宣言は発令されていないものの、感染者数、増加率等が国の緊急事態宣言発令基準に近づいている場合 緊急事態宣言は発令されていないものの、「まん延防止等重点措置」の指定区域にある場合 政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自治体要請は発出されていないが、一定の活動制限が求められている状況 単発の感染者の発生などによる建物や部局レベルの一時閉鎖などの場合(状況により、レベル3にすることもあり)	感染防止策を講じた上で、対面授業を実施することができるが、接触機会低減のため、学校に申請し許可を得た場合は遠隔授業の活用が出来る。	該当の学生に抗原検査を実施し、出来る限り外出を避け実習に備える。	感染防止策を講じた上で、実施する。 なお、サークル等については顧問立ち合いの元で実施する。	・感染防止策を講じた上で、必要性の高いものは実施するが、可能なものはオンライン開催を推奨する。 ・感染防止策の徹底ができる団体に限り、特に必要性の高い学外施設貸与を認める事ができる。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。必要に応じて、時差出勤や可能な業務について在宅勤務を可とする。 ・出張は可とするが、接触機会低減のため、可能なものはオンライン面談等を推奨する。 ・感染防止策を講じた上で対面会議を実施する。	感染防止策を講じた上で、入校可とする。
3 制限一中	緊急事態宣言は発令されているが、政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自治体要請は発出されておらず、一定の活動制限が求められている状況	遠隔授業を基本とするが、感染防止策を講じた上で、教学上の必要性が高いものについて、対面での授業を実施することができる。(状況に応じて、レベル2の対応も可)	行政判断の上、実施(派遣)を検討する。 実施の際は、該当の学生に抗原検査を実施し、原則登校させず、出来る限り外出を避け実習に備える。	原則、学内外問わず全面禁止。ただしオンラインでの活動は可とする。	・不要不急のものは原則延期または中止とするが、感染防止策を講じた上で必要性の高いものは実施することができる。オンライン開催は可とする。 ・原則として学外施設貸与は行わない。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。時差出勤や可能な業務について在宅勤務を可とする。 ・必要性の高い出張は可とするが、可能なものは極力オンライン面談等とする。 ・感染防止策を講じた上で対面会議を実施する。	感染防止策を講じた上で、入校可とするが、必要に応じて、施設等ごとの利用者数の調整を行う。
4 制限一大	政府による「緊急事態宣言」が発令され、キャンパス所在地が対象区域に指定された状況、またはキャンパス所在地の自治体による独自の「緊急事態宣言」が発令され、大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等が発出されている状況 国の緊急事態宣言などにより、国や自治体による一斉休講要請のある場合 キャンパス内で感染者の発生もしくはクラスター感染の発生もしくはクラスター感染の疑いがある場合	遠隔授業を基本とする。特段の理由がある場合、許可を得ることにより1対1の授業の場合、感染防止策を講じた上で、対面での授業を実施することができる。	行政判断の上、実施(派遣)を検討する。 実施の際は、該当の学生に抗原検査を実施し、原則登校させず、出来る限り外出を避け実習に備える。	原則、学内外問わず全面禁止。ただしオンラインでの活動は可とする。	・原則延期または中止とする。オンライン開催は可とする。 ・学外施設貸与は行わない。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。時差出勤や可能な業務について在宅勤務を推奨する。 ・必要性の高い出張は可とするが、可能なものは極力オンライン面談等とする。 ・対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行する。	原則入校禁止とするが、必要に応じて、施設等ごとの利用者数の調整を行う。
5 制限一最大	政府による「緊急事態宣言」が発令され、キャンパス所在地が対象区域に指定された状況、かつ学校等への休業要請とともに強い外出自粛・往来自粛要請等が発出されている状況	遠隔授業のみとする。	行政判断に従い、派遣に代わる実施方法を検討する。	学内外問わず全面禁止する。	・全てのイベントは延期または中止とする。オンライン開催は可とする。 ・学外施設貸与は行わない。	・原則として在宅勤務とするが、キャンパスの保安・保全・業務管理上必要な最小限の体制を確保する。 ・出張は不可とする。 ・オンライン会議のみとする。	原則入校禁止とするが、感染防止策を講じた上で、必要不可欠なものに限定して一部認める事ができる。